

令和6年度 第1回根室市の国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日 時：令和6年4月19日（金）

午後6時30分

場 所：根室市役所2階中会議室

1. 開会及び閉会に関する事項

開 会 令和6年4月19日（金） 午後6時30分

閉 会 令和6年4月19日（金） 午後6時55分

2. 委員の出席及び欠席に関する事項

(1) 出席委員 7名

委 員	西 館 一
〃	松 田 憲 一
〃	岡 田 優 二
〃	山 本 恒 巳
〃	齋 藤 信 子
〃	中 本 明
〃	長谷川 俊 輔

(2) 欠席委員 5名

委 員	吉 田 久美子
〃	酒 井 昌 子
〃	江 村 晶 子
〃	坂 巻 秀 敏
〃	金 濱 憲

3. 傍聴者 0名

4. 説明のため出席した事務局職員

事務局職員 5名

市民生活部長	中 村 健 悦
市 民 課 長	成 田 真 吾
税 務 課 長	佐 藤 友 彦
保険・年金主査	武 田 圭 一
主 事	青 木 匠

5. 付議事項

諮問第1号 国民健康保険税の課税限度額の改定について

6. 議 事 等

（◎：議長 ●：委員 ○：事務局）

○成田課長 本日は時節柄、ご多忙の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第1回根室市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。
本年度は委員の改選期でありますので、石垣市長より、委嘱辞令を交付させていただきます。
お名前をお呼びしますので、自席にて順次ご起立のうえ、辞令をお受け取り願います。

※順次辞令交付

なお、本日、吉田久美子委員、酒井昌子委員、江村晶子委員、坂巻秀敏委員、金濱憲委員は都合によりご欠席となっておりますことをご報告いたします。

ここで、事務局職員が人事異動により変更となりましたので紹介させていただきます。

中村市民生活部長、佐藤税務課長、武田保険・年金主査、そして、私が市民課長の成田でございます。よろしくお願いします。

それでは、開催に先立ち、石垣市長よりご挨拶申し上げます。

※石垣市長 挨拶（記載省略）

これより議事に入りたいと思いますが、先ほどもご説明したとおり、本年は委員の改選期であり、会長及び会長代理が決まるまでの間、市長により議事進行をさせていただきます。

- ◎石垣市長 それでは会長及び会長代理の決定まで、議事進行を務めさせていただきます。
会長及び副会長につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づき、公益を代表する委員から選出していただくこととなります。
選出について、皆さんから何かご意見はございますでしょうか。

- 委 員 会長に長谷川委員、会長代理に金濱委員を推薦します。

- ◎石垣市長 ただいま、会長に長谷川委員、会長代理に金濱委員とのご発言がありましたが、他にご発言はございませんか。

※発言なし

他になければ会長には長谷川委員、会長代理には金濱委員を選出することでご異議ございませんか。

※異議なしの声あり

それでは会長を長谷川委員、会長代理を金濱委員に決定いたしましたが、金濱委員につきましては本日欠席でございますので、後日、事務局より報告のうえ、ご承認いただくこととします。

私の議事進行については、ここまでとさせていただきます。

- 成田課長 石垣市長ありがとうございました。
それではここで長谷川会長にご挨拶を賜りたいと思います。

※長谷川会長 挨拶（記載省略）

ありがとうございました。

次に、本日ご審議いただく諮問事項について、石垣市長より諮問書を手交いたします。長谷川会長、前の方へお進みください。

※諮問書手交

市長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。それでは、以後の議事進行を長谷川会長へお願いいたします。

◎長谷川会長 よろしくお祈りします。

まず、本日の会議の出席者数についてであります。

委員総数12名に対し、7名の出席をいただいておりますので、当協議会規則第5条の規定に基づき、本日の会議は成立することをご報告いたします。

次に議事録署名委員を指名いたします。

今回につきましては松田委員、齋藤委員を指名したいと思いますのでよろしくお祈りします。

それでは議事に入ります。諮問第1号「根室市国民健康保険税の課税限度額の改定について」事務局より説明願います。

○武田主査 諮問第1号「国民健康保険税の課税限度額の改定」について、ご説明いたします。

議案の1ページをお開き願います。

本日、皆様にお諮りしますのは、「国民健康保険税の課税限度額の改定」について、国民健康保険法第11条第2項、第3項及び根室市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、協議会の意見を求めるものであります。

本改定につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布、令和6年4月1日に施行され、1の表に記載のとおり、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が22万円から24万円に2万円引き上げとなったところであります。

当市におきましては、2の表に記載のとおり、市中経済等への影響を鑑みて、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げを1年据え置き、令和7年度に法定限度額と同額の改定を行いたいという内容でございます。

また、令和6年度の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額分につきましては、令和5年度に課税限度額の引き上げを1年据え置き、令和6年度より引き上げを行った後の金額となっておりますので補足いたします。

参考といたしまして、改定に伴う影響額であります。令和5年度課税による試算ですと、課税限度額を超過している134世帯で保険税額が増額となり、影響額は261万6千円と試算したところであります。

本改定案につきましては、原案どおりご答申いただきますと、来年度へ向けてしかるべき時期に議会に根室市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を上程する予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

◎長谷川会長 ただいまの説明について、ご発言等がございますでしょうか。私も新任であり、わからないので1点お聞きします。

課税限度額を1年間据え置きということで説明がありましたが、実際に国保会計への影響はないのでしょうか。

○武田主査 国保会計への影響に関するご質問であります、細部までご説明いたしますと非常に複雑であるため、なるべく簡潔にご説明させていただきます。

平成30年4月より、国民健康保険制度が新しくなり、都道府県単位での財政運営となりました。

それまでは市町村がそれぞれ、保険料(税)を主な財源として保険加入者の療養給付等を担ってまいりましたが、新制度では、都道府県単位で給付など、直接支出ではなく、「保険給付費等交付金」として市町村や国保連合会へ直接支払を実施する代わりに、その財源相当分を各市町村が「納付金」として納める形となり、皆さまにご負担いただいている保険税については、この納付金として北海道に納めております。

この納付金額についてですが、前年度の収納率や給付実績などを参考に算定しているものであり、実質1年遅れで負担する形となり、1年据え置き措置を実施しても国保会計への影響額はないことから、市中経済を鑑みて実質的な値上がり措置を遅らせるという意味合いでご説明したものであります。

◎長谷川会長 都道府県化となり制度も変わって7年ということですが、影響はないとのことですね。

ほかに何かご発言はありますでしょうか。

どんなことでも構いません。

ご発言がなければ、諮問第1号については、原案のとおり承認することによりよろしいでしょうか。

※異議なしの声あり

それでは、諮問第1号については、原案どおり承認することに決定いたします。

なお、本件に関する答申書の作成については私に一任いただくことによりよろしいでしょうか。

※異議なしの声あり

ご異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、その他といたしまして「国民健康保険税の軽減判定所得の改定」について、事務局より説明願います。

○武田主査 2ページをお開き下さい。

(1)「令和6年度国民健康保険税軽減判定所得基準額の引き上げ」であります、本改定につきましても、先程ご説明した課税限度額の改定と同様に、地方税法施行令等の改定によるものであります。

改定内容につきましては、表に記載のとおり5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を29万円から29万

5千円に5千円引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を53万5千円から54万5千円に1万円引き上げ、低所得者層の保険税軽減措置の拡充を図るものであります。

この改定により、令和5年度ベースで言えば、新たに16世帯が2割軽減の対象となり、4世帯が2割軽減から5割軽減となり、保険税負担の軽減が図られる試算となっております。

以上で説明を終わります。

◎長谷川会長

ただいまの説明について、ご発言等はございますでしょうか。

会長の立場で色々聞くのはあまりよろしくないのは承知していますが、こちらについても気になったことをお聞きします。

この軽減判定所得基準額が引き上がるということは、国保会計の収入が少なからず減少することになりますが、この減少分はどういうふうに補填されるものなのでしょうか。

○武田主査

結論から言いますと、収入が減少しても国保会計への影響はありません。

2ページ下段に簡単に記載しておりますが、もう少し詳しくご説明させていただきます。

国民健康保険制度は構造的に負担能力が低所得者層の加入割合が高く、ほかの被保険者の負担が相対的に重くなっている問題があり、これに対応するために、低所得者層に対する保険料軽減相当額について公費で補填する「保険基盤安定制度」が平成2年度に創設されています。

これにより、保険基盤安定負担金の「保険料軽減分」として、各軽減額総額のうち、北海道から3/4、一般会計から1/4が補填される形となります。

さらに、「保険税支援分」として、当年度一人当たり平均保険税に各軽減世帯に属する一般被保険者数を乗じて得た金額に、7割軽減であれば15%、5割軽減であれば14%、2割軽減であれば13%を乗じて得た金額が補填されることとなり、軽減世帯が増加すると交付される負担金も増額していきます。

支援分の財源については、国が1/2、北海道が1/4、一般会計が1/4の負担となります。

なお、保険基盤安定負担金全体の交付額としては、各軽減相当額を上回る交付額となります。

少し複雑な説明になってしまい、申し訳ありませんが、実際の金額、令和5年度の速報値でお話しいたしますと、保険税の各軽減相当額が約1億1,500万円、いわゆる、国保会計における減収分となりますが、これに対し、国から約3,400万円、北海道から約1億400万円、一般会計から約4,600万円、総額で約1億8,500万円が補填されることになります。

◎長谷川会長

国保の仕組みは複雑であります、こちらについても影響はないということで理解しました。

ほかにご発言はありますか。

ご発言がなければ、軽減判定所得基準額の引き上げについては、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

※異議なしの声あり

ご異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。
最後に「その他」といたしまして、せっかくの機会ですので、皆様からご意見等がございますでしょうか。
事務局から連絡事項などがございますか。

○成田課長 事務局からは特にありません。

◎長谷川会長 他になければ、本日の議事は全て終了といたします。進行を事務局にお返しします。

○成田課長 長谷川会長、ありがとうございました。
以上をもちまして、令和6年度 第1回 根室市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。
本日は誠にありがとうございました。

令和 6年 4月25日

根室市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 長谷川 俊輔

署名委員_____

署名委員_____